

# 医療DX推進体制整備加算の 算定要件について

厚生労働省保険局医療課

# 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価（イメージ）

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

## 《現行》

## 《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

### 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、  
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

#### <初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

### 【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

#### <初診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

#### <再診>

- 2点
- 1点

### ※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金

### 【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】



## 院内掲示要件（ポスター）について

- 令和6年度診療報酬改定で新設された「医療DX推進体制整備加算」の施設基準においては、マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組み、その旨を医療機関・薬局内の見やすい場所に掲示することが要件となっている。
- 当該院内掲示要件を1枚で満たすポスター（次ページ）を作成しているため、活用いただきたい。

【「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）】

問 17 医療DX推進体制整備加算の施設基準において、「医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。」とされており、アからウまでの事項が示されているが、アからウまでの事項は別々に掲示する必要があるか。また、掲示内容について、参考にするものはあるか。

（答）まとめて掲示しても差し支えない。また、掲示内容については、以下のURLに示す様式を参考にされたい。

◎ オンライン資格確認に関する周知素材について | 周知素材について（これらのポスターは医療DX推進体制整備加算の掲示に関する施設基準を満たします。）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)



とっても簡単!

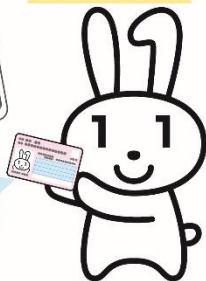
# マイナンバーカード

1

## 受付



マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



2

## 本人確認

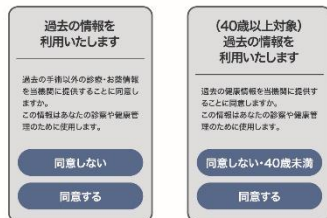
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



3

## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。



※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

**⚠️ ご注意ください!**

本年12月2日から  
**現行の健康保険証は  
 発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

# マイナンバーカード をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方  
 ➡ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます